

平成 1 8 年 1 月 2 5 日

(社 名)

(代表者氏名) 殿

環境省総合環境政策局

環境保健部企画課化学物質審査室長 森下 哲

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの処理について (情報提供)

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (官報公示整理番号: 5-3580, 5-3604、CAS No. 3846-71-7) については、今般、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) 第 2 条第 2 項に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られました。

当該物質につきましては、昨年 1 1 月 1 8 日に開催された 3 省合同審議会において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示されたことを受け、環境省、厚生労働省及び経済産業省としては、今後、当該物質の製造、輸入及び使用が行われるべきではないと考えている旨周知を図ってきたところです。それに加え、当該物質による環境汚染の進行を防止する観点から、これまでに製造、輸入がなされ、現在各事業者において保管されている当該物質がある場合は、これが環境中に排出されることのないよう適切に処理することが必要と考えています。

このため、当該物質の処理に係る基本的考え方について、有害廃棄物の適正処理を所管する当省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室に確認したところ以下のとおりですので、お知らせします。

1. 当該物質の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。) に従って適切に処理すること。
2. その際、当該物質が十分なレベルまで分解される必要があることから、廃棄物処理法に基づき定められている P C B の処理方法 (焼却では 1,100 度以上の高温焼却) に準じつつ、当該物質の排出が無いことを

確認の上処理することが適当であること。

3. また、必要に応じ、「P O P s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」  
（下記U R L参照）を参考とすること。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/pops.pdf>

なお、本文書は、これまで実施した調査結果に基づき、当該物質の製造・輸入・販売事業者及び当該物質の在庫があることが明らかとなった使用事業者に対してお送りしています。